社 会 保 障 ځ 税 の 一 体 改 革 に 関 す る特 別 委員会)

社 会 保 障 \mathcal{O} 安定 財 源 \mathcal{O} 確 保 等を 义 る 税 制 \mathcal{O} 抜 本的 な 改 革 を 行 う た \otimes \mathcal{O} 地 方 税 法 及 \mathcal{U} 地 方 交 付 税

法 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第七三号) (衆 議 院 送 付 要旨

本 法 律 案 \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} とお ŋ で あ る。

一、地方税法の改正

1 地 方 消 費 税 \mathcal{O} 税 率 を 平 成二十 六 年 匝 月 日 か 5 消 費税 額 \mathcal{O} 六十三分 0 十七 (消 費 税 率 換 算 七パ

セ に、 平 成二十 七 年 +月 日 カコ 5 消 費 税 額 \mathcal{O} 七 + 八 分 の二十二 (消 費 税 率 換 算]

に引き上げる。

2 地 方 消 費 税 0 う 5 引 上 げ 分に 相 当す る 額 に 係 る 市 町 村 交 付 金 に つ ١ ر て は、 各 市 町 村 \mathcal{O} 人 П で 按 分し て

交付する。

3 道 府 県 は 地 方 消 費 税 \mathcal{O} ううち 引 上 げ 分 に 相 当す る 額 か 5 市 町 村 に 交付 L た 額 を控除 L た 額 を、 市 町 村 は

当 該 引 上 げ 分 に 相 当 す る額 と L て 道 府 県 カュ 5 交 付 を受け た 額 を、 そ れ ぞ れ 制 度 とし て 確 立 さ れ た 年 金

医 療 及 び 介 護 \mathcal{O} 社 会保障 給 付 並 び に少 子 化 に対け 処す る ための 施 策 に 要 する経費その 他 社 会保 障 施 策 に 要

する経費に充てる。

二、地方交付税法の改正

消 費 税 \mathcal{O} 収 入 額 に 対 す る 地 方 交 付 税 \mathcal{O} 率 を 平 成二十 六年 度は二十二・三パ] セ ン ٠ ١ (消 費 税 率 換 算

兀 パ] セ ン <u>۱</u> に、 平 成 三 十 七 年 度 は 二 十 八 パ セ ン \vdash 消 費 税 率 換 算 兀 七 パ セ ント) に、 平 成

二 十 八 年 度 以 降 は 十 九 五. パ] セ ン \vdash 消 費 税 率 換 算 五. <u>-</u> パ] セ ン <u>}</u> に 変 更 す る。

三、その他

1 地 方 消 費 税 率 \mathcal{O} 引 上 げ に 当 たり、 物 価 が 持 続 的 に 下 落 す る 状 況 か 5 \mathcal{O} 脱 却 及 び 経 済 \mathcal{O} 活 性 化 に 向 け 7

必要な措置を講ずる。

2 地 方 消 費 税 率 \mathcal{O} 引 上 げ に 当 た 0 7 \mathcal{O} 措 置 に 関 し、 税 制 \mathcal{O} 抜 本 的 な 改 革 \mathcal{O} 実 施 等 に ょ り、 財 政 に ょ る 機

動 的 対 応 が 可 能 と な る 中 で、 我 が 玉 経 済 \mathcal{O} 需 要 لح 供 給 \mathcal{O} 状 況 地 方 消 費 税 率 \mathcal{O} 引 上 げ 12 ょ る 経 済 \sim \mathcal{O} 影

響 等 を 踏 ま え、 成 長 戦 略 並 び に 事 前 防 災 及 \mathcal{U} 減 災 等 に 資 す る 分野 12 資 金 を 重 点 的 12 配 分することなど、

我 が 玉 経 済 \mathcal{O} 成 長 等 に 向 け た 施 策 を 検 討 す る。

3 地 方 消 費 税 率 \mathcal{O} 引 上 げ 前 に、 種 々 \mathcal{O} 経 済指 標 を 確 認 し、 1 及 び 2 \mathcal{O} 措置 を踏まえ つ つ、 経 済 状 況 等 を

総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

なお、 本法律案につい ては、 衆議院におい て、三の 2 \bigcirc 規定を追加する等の修正が行われた。